



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.75

発行：東濃西部広域行政事務組合

通信販売で購入した商品。本当に届きますか？

通信販売はとても便利で、今や生活になくてはならないものです。重い荷物が家まで届く、近所では買えない商品が買える、ネットで値段を比較して安いものが買えます。しかし、通販で購入したその商品は本当に届くのでしょうか。もし届かなかったらどうしたらいいのでしょうか。届いたとしても商品が違っていたらどうしたらいいのでしょうか。通信販売の場合、相手事業者の存在、広告、事業内容を信用して利用することになります。日本拠点で、実店舗をもち、事業実績のある事業者であることは、特にインターネット上ではまれかもしれません。千差万別ある通販事業者からトラブルなく取引ができる事業者を、消費者は探す必要があります。注文をする前にこの点についても検討しましょう。不安なことがあればご相談ください。



こんな相談ありました



ネットオークションでカバンを落札しようと上限を決めて入札をした。価格が上限額を超えたため落札できないと思い、同じ販売者が出品していた別のカバンに入札をしたら、落札できないと思っていたカバンの最高額入札者が取り消され、自分が落札者になってしまい、意図せず2つのカバンを落札することになってしまった。

入札者の評価などをもとに、出品者が入札者を取り消す場合がある等の取消条件が画面に提示されている場合、事例のようなことが起こりえます。トラブルを避けるためには入札する前に出品者が提示する条件を確認する、どうしても落札したいならば、入札前に自分の希望を相手に伝えて相手の対応を確認してから入札しましょう。

12月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	30件
訪問販売	4件
訪問購入	2件
通信販売	19件
連鎖販売	0件
電話勧誘	8件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	9件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業